

平成 30 年 3 月版

山梨県学校防災指針

学校の災害対策編

(学校防災管理マニュアル作成指針)

## 3 章 災害発生直後対応

(大規模な震災発生時の対応)

平成 30 年 3 月

山梨県教育委員会

## 目 次

<b>学校の災害対策編 3章 災害発生直後対応</b>		ページ
1 地震発生時の心構えと状況	(1) 地震発生時の心構え	2
	(2) 地震発生時の状況	2
	(3) 地震の大きさと発生時の状況	3
2 地震発生時別の児童生徒等の安全確保	(1) 在校中に地震が発生した場合	5
	(2) 登下校時に地震が発生した場合	8
	(3) 校外指導時に地震が発生した場合	9
	(4) 夜間・休日に地震が発生した場合	9
3 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護	(1) 児童生徒等の帰宅、引渡しの判断	10
	(2) 帰宅困難な児童生徒等の保護	10
4 特別な支援を必要とする幼児児童生徒への対応	(1) 発達障害のある子どもが災害時に困ること	11
	(2) こんなときは、このように対応しよう	11
5 災害発生後の連絡	(1) 児童生徒等の保護者への連絡	13
	(2) 教育委員会への報告	13
	(3) 市町村災害対策本部への連絡	16
	(4) 地域自治会等との連絡	16
	(5) その他の関係機関への連絡及びその内容	16
6 救護所対応	(1) 救護所の開設	17
	(2) 救護所活動の開始	17
	(3) 応急手当の方法	17
	(4) 発生直後の子どもの心のケア	18
7 施設、設備、備品等の安全確認	(1) 教職員、児童生徒等の安全が確認できた後の施設設備の安全確認	19
	(2) 二次災害の発生防止	20
8 災害発生直後の学校を避難所として使用する時の対応	(1) 避難所の開設	21
	(2) 避難所となった学校における教職員の役割	22
	(3) 避難者自治組織の設立の支援	22
	(4) ボランティア活動	24

# 1 地震発生時の心構えと状況

## (1)地震発生時の心構え

自分自身、児童生徒等の安全の確保を最優先に行動する。

初期消火・出火防止に努めるとともに、倒壊建物からの人命の救出活動を行う。

テレビやラジオ等の情報に注意し、勤務校で震度6弱以上の大きな地震、大規模な災害が発生した場合は、すべての教職員が配備につく。

その際、建物の倒壊、道路の陥没、崖崩れ、橋りょうの落下等に細心の注意を払う。なお、自動車は交通渋滞の原因になるので、使用しない。

勤務校に配備につくことが原則であるが、不可能な場合はあらかじめ決めておいた機関に行き、そこから勤務校に状況を報告するとともに、応急対策活動を実施する。

飲料水、食料の確保ができない場合や、泊まり込む場合を想定し、必要な物品を携帯する。

## (2)地震発生時の状況

地震発生時は、次に示すような状況が予想される。災害発生時の状況を正しく認識し、児童生徒等の安全確保を最優先にして行動する必要がある。

### 地震発生時の状況と安全確保

<b>校舎は比較的耐震性に優れているものが多い</b>
一般住宅等に比較すると学校施設は比較的耐震性に優れているものが多いといえるので、児童生徒等が校舎内で適切な第一次避難行動を行えるように教職員は冷静に対処する。
<b>大地震においても主要動は最大数分程度</b>
震度6弱の地震では、床が波打ち、直立さえ困難になる。しかし、多くの場合、地震の主要動は最大でも数分程度なので、この揺れが収まるまでは危険物を避けて安全を確保し、教室内の児童生徒等は、机の下で主要動の収束を待つ。
<b>備品等の倒壊に注意</b>
震度6弱の地震では、教室内の固定されていない備品の多くが倒壊、散乱し、ピアノ等の重量のある備品も勢いよく移動するなど極めて危険な状況が予想されるので、それらを避けて安全確保を図る。
<b>余震で建造物の被害が拡大</b>
主要動後の余震によって建造物の被害が拡大するので、主要動が収まった段階で、危険を回避しながら、校庭など他の安全な場所に第二次避難する。
<b>指示の徹底</b>
地震発生時は、児童生徒等が恐怖心から動揺をきたし、混乱の発生が予想されるので、教職員は毅然とした態度で、大きな声で明確に指示する。

### (3)地震の大きさと発生時の状況

気象庁震度階級関連解説表1(平成21年3月)

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	ライフライン・インフラへの影響
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	-	-	-
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	-	-	-
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	-	-
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。	-
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。	鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	安全装置のあるガスメーターでは震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。断水、停電が発生することがある。地震管制装置付きのエレベーターは、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
6強	立っていることができず、はわれないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	

気象庁震度階級関連解説表 2 (平成 21 年 3 月)

震度階級	木造建物(住宅)		鉄筋コンクリート造建物		地盤の状況	斜面等の状況
	耐震性高い	耐震性低い	耐震高い	耐震性低い		
0	-	-	-	-	-	-
1	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-
3	-	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-
5弱	-	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	-	-	亀裂(規模の小さい地割れ)や液状化(地下水位が高い、ゆるい砂地盤で発生)が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強	-	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	-	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。		
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える傾向も、倒れるものが増える。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合は、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものが増える。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。		

## 2 地震発生時別の児童生徒等の安全確保

### (1) 在校中に地震が発生した場合

#### 第一次避難行動（校舎内）

在校中に地震が発生した場合(例)		
第一次避難行動（校舎内）		印は、教師の発言例
状況（想定）	教職員の動き	児童生徒等の行動
<p>【初期微動】</p> <p>【主要動発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行困難な揺れが数分間続く。</li> <li>・備品の転倒、窓ガラスの飛散が起きる。</li> </ul> <p>【主要動収束】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動揺からパニックが起こる。</li> </ul>	<p>落下、転倒物、飛散する窓ガラスから身を守る</p> <p>堂々と大声で指示する</p> <p>「先生の言うことを聞け」</p> <p>「机の下にもぐれ」</p> <p>「机の脚をしっかりと持て」</p> <p>管理職等は災害や天候に応じた安全な避難場所を決定し、緊急放送で指示する</p> <p>緊急放送があればその指示に従わせる</p> <p>緊急放送が使用できない場合（教職員の判断、指示が児童生徒等の生命を守ることとなる。）</p> <p>職員室にいる教職員が手分けして指示する</p> <p>各棟、各階ごとに教職員を配置する</p> <p>火気の始末をする</p> <p>ドア、窓を開け避難口を確保する</p> <p>「周囲にけがをした者はいないか」</p> <p>負傷者等の有無の確認と救護をする</p> <p>「防災頭巾や座布団で頭を保護しろ」</p> <p>「 さんから順番に（一番安全な場所）へ行け」「走らない」「しゃべらない」「押さない」など、状況に応じて指示する。</p> <p>できるだけ隣接する学級の教員が連携し、児童生徒等の前後につく</p>	<p>机の下にもぐるなど、「落ちてくるもの」「移動してくるもの」「倒れてくるもの」から身を守る</p> <p>勝手な言動を慎む</p> <p>教職員の指示に従い、各自の勝手な行動を禁ずる</p> <p>慌てて外に飛び出さない</p> <p>主要動の収束後、直ちに防災頭巾、座布団、かばん等で頭部を保護し、安全な場所へ避難する</p> <p>教師の指示に従い、特に「走らない」「しゃべらない」「押さない」など、状況に応じた行動を心がける。</p> <p>校舎内の避難経路は、ガラスの破片や倒壊した備品等が散乱し危険であるからけがをしないように注意する。</p> <p>避難途中で教室等へ戻らない</p>
<p>避難経路の廊下、階段等で余震を感じたら、落下物等から身を守る場所へ避難する</p> <p>体育館にいるときは、落下物を避けて一次避難し、主要動収束後は安全な場所へ避難する</p> <p>校庭にいるときは、建物からの落下物を避けてできるだけ中央に避難する</p> <p>火気、化学薬品等を使用する特別教室にあっては、二次災害防止の措置を行う</p> <p>プールを利用中の場合は直ちにプールサイドに上がりその後安全な場所に避難する</p> <p>教師がいない場合は、児童生徒等同士で声を掛け合う</p> <p>避難場所については、災害の種類や規模によって、あらかじめ決められた場所を変更する場合もある</p>		

安全な場所とは、事前に各学校において安全が確認できた具体的な特定の場所をいう。

## 第二次避難行動（安全な場所）

在校中に地震が発生した場合(例)		
第二次避難行動（安全な場所）		印は、教師の発言例
状況（想定）	教職員の動き	児童生徒等の行動
<p>【余震】</p> <p>・主要動の収束後、大きな余震が次々に発生する。</p> <p>・避難住民や児童生徒等の引き取りのため保護者等が学校に集まってくるので、混乱が起こる。</p>	<p>安全な場所で学級ごとに集合</p> <p>「学級ごとに整列し座れ」</p> <p>低学年は隊列の中側へ並ばせる</p> <p>人員点呼をし、負傷者、行方不明者を把握する</p> <p>学級担任に報告</p> <p>避難誘導教員 学級担任 学年主任 情報連絡係 校長</p> <p>負傷者の応急手当をする</p> <p>所在がわからない児童生徒等を捜す</p> <p>エレベーターの中に閉じこめられている人がいないか確認し、中に人がいる時には、エレベーター会社に連絡し、救出の依頼をする</p> <p>平素から健康に留意すべき児童生徒の健康状態を把握し対処する</p> <p>消火活動を行う</p> <p>状況に応じて非常持出品の搬出をする</p> <p>被害状況の把握をし、校長に報告する</p> <p>校長は、児童生徒等、教職員施設設備等の被害状況を教育委員会及び所在する市町村災害対策本部に報告する</p> <p>必要に応じ救助、救急車の要請を行う</p> <p>避難所支援係の教職員は、避難住民等への対応を開始する</p> <p>避難所の準備設営は、児童生徒の安全確保ができ、以降も継続できる状況と判断した後に並行して行っていく</p> <p><b>安全が確保できた後の下校方法</b></p> <p>状況を判断し、保護者と連絡をとる</p> <p>保護者に引き渡す場合は、安全の確保を確認の上、緊急時連絡（引渡し）カードを使って行う</p> <p>児童生徒等の引き取りがない場合も予想されるので、その際は学校が保護する</p>	<p>安全な場所で学級ごとに集合</p> <p>座って指示を待つ</p> <p>学級委員長は避難誘導教員と共に人員点呼、負傷者の有無を確認し報告する</p> <p style="text-align: center;">避難誘導教員</p> <p>授業中—授業担任者、最寄りの監督者</p> <p>清掃中—清掃監督者、最寄りの監督者</p> <p>休憩中—学級担任、最寄りの教職員</p> <p>放課後—学級担任、最寄りの教職員</p> <p>課外活—活動担当者、最寄りの動中等 教職員</p>

安全な場所とは、事前に各学校において安全が確認できた具体的な特定の場所をいう。

### 第三次避難行動（校外）

在校中に地震が発生した場合(例)		
第三次避難行動（校外）		
学校内で安全が確保できない場合は、学校外に指定された広域避難場所へ避難する		
状況（想定）	教職員の動き	児童生徒等の行動
<p>【余震】</p> <p>学校周辺で火災等が発生する。</p> <p>・周辺では、道路の陥没、自動車火災、家屋電柱の倒壊、ガス・水道管の破損によるガス・水の噴出等が発生する。</p> <p>・広域避難場所に、避難住民や児童生徒等の引き取りのために保護者等が集まってくるので、混乱が起こる。</p> <p>・広域避難場所の責任者として当該市町村職員、警察官が派遣される。</p>	<p><b>避難開始時期</b></p> <p>地震による二次災害が発生するなど、その危険が予想される場合</p> <p><b>広域避難場所</b></p> <p>当該市町村が指定する広域避難場所</p> <p><b>避難方法</b></p> <p>基本的には学級単位で団を編成し、その前後に教職員がつく。小学校低学年と高学年の団をペアにし、上級生が下級生を世話するように配慮する</p> <p><b>避難経路</b></p> <p>当該市町村が定めた避難経路、幹線避難路等</p> <p><b>避難誘導</b></p> <p>危険を回避するために教職員の指示に従って行動するよう指示を徹底する 負傷者や障害のある児童生徒等の移動について、級友の助力が得られるよう介添え者を決定する</p> <p><b>広域避難場所へ避難した後の下校方法</b></p> <p>状況を判断し、保護者と連絡をとる 保護者に引き渡す場合は、安全の確認の上、緊急時連絡（引渡し）カードを使って行う 児童生徒等の引き取りがない場合も予想されるので、その際は学校が保護する</p>	<p>教職員の指示に従って行動し、自分勝手な行動はとらない</p> <p>避難経路の危険物に十分注意して避難する</p> <p>隊列を乱さずまとまって行動し、特に指示がある場合を除いては走らない</p> <p>防災頭巾、座布団等で頭部を保護する</p> <p>負傷者や障害のある仲間などをみんなで助け合う</p>

### 緊急時連絡（引渡し）カード（例）

個人情報に配慮すること

緊急時連絡(引渡し)カード		学校名	学年	組	番
<b>引渡し場所</b>		<b>学校・避難場所（ ）</b>			
事前記入欄	地区：	年	月	日生（	歳）
	ふりがな 本人氏名	男・女	住所		血液型
	ふりがな 保護者氏名	.....	緊急連絡先.....電話		型
	その他連絡先	氏名 本人との関係	メールアドレス（		）
	在校兄弟姉妹	氏名 氏名	年 年	組 組	特記事項
引渡し時記入欄	引受人氏名	連絡先	続柄	署名	備考
	担当教職員	特記事項（避難先）			
	引渡し日時	平成	年	月	日（ ） 時 分



## (2) 登下校時に地震が発生した場合

### 児童生徒等の避難

- ・ 第一次避難：できるだけ建造物等を避けて安全な空間が確保できる場所へ避難する。
- ・ 第二次避難：学校、家庭、指定避難場所等のうち近い所へ避難する。

### 児童生徒等の安全確認

登下校時に地震災害が発生した場合の児童生徒等の避難について、個々の避難方法等をあらかじめ確認しておくとともに、PTA等と連携し児童生徒等の安全確認を行う。

### 登下校時に地震が発生した場合の行動

登下校時に地震が発生した場合の行動(例)		
状況(想定)	教職員の動き	児童生徒等の行動
(震度5強以上) <b>【初期微動】</b> ・ 動揺からパニックが起こることもあるので落ち着いて周囲の状況を見守る  <b>【主要動発生】</b> ・ 歩行困難な揺れが数分間続く ・ この間は、建造物の倒壊や瓦、外壁タイル、窓ガラス落下、電柱、自動販売機の倒壊等が予想される。危険物から離れ、安全を確保する ・ 急傾斜地等では地滑り、石垣、盛り土等の崩落等が予想される ・ 交通機関は甚大な被害を受け途絶する	迅速に児童生徒等の安否の確認を行い、緊急時連絡(引渡し)カードを利用して家庭との連絡をとる  PTA、地域自主防災組織、当該市町村、消防署等との連携がとれるようにする	登下校時の避難場所、避難方法等について約束を守って行動する (例)・学校が近い場合 学校 ・自宅が近い場合 自宅 ・登下校途中にある各避難所  可能な限り安全な空間を確保する  衣類、かばん等で頭部を保護する 車道や建造物等の近くからできるだけ離れ安全を確保する 急傾斜地での地滑り等が予想される場所からは、できるだけ早く避難する  交通機関を利用中は、指揮者となる運転手、車掌等の指示に従って避難行動する  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">             予想される危険物              古い建造物、建設中の建造物、ブロック塀、石垣、自動販売機、崖付近、川岸、湖岸、橋上、ガス臭のする場所、火災現場、狭い道路、垂れた電線等           </div>

### (3) 校外指導時に地震が発生した場合

#### 校外指導時に地震が発生した場合の行動

校外指導時に地震が発生した場合の行動(例)		
状況(想定)	教職員の指示等	児童生徒等の行動
(震度5強以上) <b>【初期微動】</b> ・動揺からパニックが起これることもあるので落ち着いて周囲の状況を見守る  <b>【主要動発生】</b> ・歩行困難な揺れが数分間続く ・この間は、建造物の倒壊や瓦、外壁タイル、窓ガラス落下、電柱、自動販売機の倒壊等が予想される。危険物から離れ、安全を確保する ・急傾斜地等では地滑り、石垣、盛り土等の崩落等が予想される ・交通機関は甚大な被害を受け途絶する	建物の中では、落下物や転倒物から離れるよう避難誘導する  児童生徒等に安全確認の指示 児童生徒等の人員を確認し、負傷者がいる場合には応急手当 教職員または施設管理者等の指示に従い、最寄りの避難場所へ引率 避難場所、救護施設がない場合、安全な場所を確保し待避 必要に応じて119番通報し、救急車を要請  児童生徒等の安否の状況並びに避難場所の所在地等を速やかに校長に報告 避難場所では、避難場所の運営責任者である当該市町村職員及び警察官等の指示に従い児童生徒等の安全確保と保護に努める	頭部保護、低い姿勢、落下物や倒壊物の注意 周囲の安全確認を行い、可能な限り安全な空間を確保する 衣類、かばん等で頭部を保護する 車道や建造物等の近くからできるだけ離れ安全を確保する

### (4) 夜間・休日に地震が発生した場合

#### 学校の管理下外に地震が発生した場合

- ・学校の管理下外の夜間、休日に地震が発生した場合の児童生徒等の安全確保については保護者の責任において行う。
- ・教職員は、あらかじめ定めてある学校職員参集体制【1章 事前対策の1 (3) 教職員の配備体制】に従い、勤務校へ参集する。交通事情により勤務校に参集できない教職員は、近隣の学校に参集する。
- ・参集した教職員は、管理職の指示を受け、教職員及び児童生徒等の安否状況を確認する。
- ・参集できない教職員は、電話等の確実な方法で勤務校へ安否状況を報告する。
- ・児童生徒等の安否状況については、電話あるいは分担した地区の家庭訪問等を実施し、安否を確認する。
- ・また、児童生徒等も、可能な限り電話その他の確実な方法で、本人及び家族の安否状況を学校へ報告する。

#### 学校の管理下に地震が発生した場合

宿泊を伴う活動、休日等の諸活動及び寄宿舎の利用等、学校の管理下に地震が発生した場合の安全確保については校長の責任において行う。

なお、諸活動の計画にあたっては、前項2 - (3)「校外指導時に地震が発生した場合」と同様に行う。

### 3 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

#### (1) 児童生徒等の帰宅、引渡しの判断

【1章 事前対策の 2-(2)-】であらかじめ学校と保護者等とで決定しておいた帰宅方法に基づき、通学路の安全確認及び二次災害の発生の可能性について十分な情報収集を行い、慎重に判断したうえで、保護者と連絡をとった上で、学校で保護・避難所へ避難・保護者に直接引渡し・集団下校等の判断を行う。

#### (2) 帰宅困難な児童生徒等の保護

##### 残留する児童生徒等の保護

地震災害発生後は、交通機関を利用して通学する児童生徒等のもとより、比較的学校の近くに居住する児童生徒等も住居の損壊等で学校に残留せざるを得なくなったり、保護者が怪我等の被害者となり迎えに来ることが困難であったりするケースも予想される。

また、二次災害発生の恐れがあるときや通学路の安全性が確保されないケースも予想される。

学校はこのような帰宅困難な児童生徒等を保護する。

##### 食糧等の提供

学校は、教育委員会等と協議し、学校において児童生徒等が数日間生活できるよう、【1章 事前対策の 4-(1)】に基づき、事前に災害用品として決められた場所に備蓄してある食糧、寝具等必要な物品をはじめとして発電機、非常用照明器具、暖房器具等を計画に基づき提供する。

## 4 特別な支援を必要とする幼児児童生徒への対応

幼稚園

小学校

中学校

高等学校

特別な支援を必要とする幼児児童生徒は、特別支援学校や特別支援学級だけではなく、通常の学級にも在籍している。視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の障害のある子どもについては、【防災教育指導編 1章 防災教育の在り方】「障害特性に応じた必要とする主な配慮事項（P36）」を参照して対応してください。

ここでは、幼稚園・小・中学校及び高等学校に多く在籍していると思われる、発達障害のある（又はその疑いのある）子どもへの対応について示す。

### (1) 発達障害のある子どもが災害時に困ること

発達障害のある子どもが抱えている困難は多岐にわたり、また個人によっても大きな違いがあるので一概に説明することはできないが、次にあげるような点が共通してもっている困難といえる。

災害時のような突発的な状況変化の把握が困難であり、臨機応変に対応することが困難。

同時並列的な情報処理や行動調節のための優先順位決定が苦手なため、適切な行動が取りにくい。

災害情報や避難情報などを自分の置かれた状況に照らし、適切に取舍選択し取り入れることが困難。

外見上は健常者と区別がつかないため、視覚・聴覚的な情報が当然得られているだろうと見られがちなので、逆に適切な情報提供を受けられないことがある。

特に発達障害児に見られる傾向として、災害後の混乱した状況に不応を起し情緒不安定になったり、行動面で退行的な現象が見られたりする。

### (2) こんなときは、このように対応しよう

発達障害のある子どもは、見た目では障害があるようには見えないことがある。適切な対応をするにはコツが必要となってくる。家族など本人の状態をよくわかっている人に関わり方を確認することが大事である。

ここでは、いくつかの場面における発達障害のある人に対する関わり方を示した。

**生活の変化に順応することが想像以上に苦手な場合が多いので、不安になって奇妙な行動をしたり、働きかけに強い抵抗を示したりすることもある。**

してほしいことを具体的に、穏やかな声で指示する。

（例）良い対応：「このシート（場所）に座ってください。」

悪い対応：「そっちへ行っては駄目」

スケジュールや場所の変更等を具体的に伝える。

（例）良い対応：「（予定）はありません。 をします。」

悪い対応：黙って強引に手を引く

**感覚の刺激に想像以上に過敏であったり鈍感である場合が多いので、命にかかわるような指示でも聞きとれなかったり、大勢の人がいる環境にいることが苦痛で避難所の中にいられない、治療が必要なのに平気な顔をしていることもある。**

居場所を配慮する。

（例）部屋の角や別室、テントの使用など、落ち着くことができる居場所の確保について配慮する。

健康状態を工夫してチェックする。

（例）怪我などしていないか、本人の言葉だけでなく身体状況を一通りよく見る。

**話し言葉を聞き取ることや漢字を読むことが苦手とか、困っていることを伝えられないことがある。**

説明の仕方を工夫する。

(例) 情報伝達の際には放送やマイク、拡声器で伝えるだけでなく、文字や絵、実物等視覚的な情報を使い、目に見える形で説明する。

表示・掲示板・掲示物の漢字にはルビをふる。

一斉放送だけでなく、個別に声をかける。

ポイントをしばり、簡潔に具体的に話しかける。

**見通しの立たないことに強い不安を示す。学校の急な休み、停電、テレビ番組の変更などで不安になる。**

安定したリズムで日常が送れるように、当面の日課の提案や空いた時間を過ごす活動の提示が必要である。

(例) 良い対応：筆記用具と紙、パズル、図鑑、ゲームなどを提供する。

悪い対応：何もしないで待たせる。

**危険な行為がわからないため、地盤のゆるいところなど危ない場所に行ってしまったたり、医療機器を触ってしまったたりすることがある。**

他に興味のある遊びや手伝いに誘う。

行ってはいけない所や触ってはいけない物がはっきりとわかるように「×」などの印をあらかじめ付けておく。

**保健室や相談室などを利用したいと思っているが、利用方法などを理解できず利用できないことがある。**

「何でも聞いていい場所」のような噛み砕いた表現で説明を添えるなど、どんな部屋なのか、どのように利用できる部屋なのか等が理解できるようにする。

## 5 災害発生後の連絡

### (1) 児童生徒等の保護者への連絡

児童生徒等の安否を迅速に確認するとともに、【1章 事前対策の2-(2)】で事前に整備された「緊急時連絡(引渡し)カード」等を使い、各家庭と連絡を取り合う。

また、通信連絡手段の途絶等を想定した中で、事前に整備した方法(学校掲示板やPTA等と連携した情報収集及びメール、学校のWebホームページによる情報発信、災害用伝言ダイヤル等)により保護者へ児童生徒等の安否についての連絡を迅速に行う。

### (2) 教育委員会への報告

#### 市町村(組合)立学校における教育委員会への報告

市町村(組合)立学校

##### 人的被害の報告

地震発生後、市町村(組合)立学校については、被害状況を管轄する市町村教育委員会へ速やかに報告する。

各市町村(組合)教育委員会は、集計結果に被害状況の写しを添えて各教育事務所に報告する。

報告は、**発生報告**(把握できる範囲で直ちに)、**中間報告**(状況の変化に応じその都度直ちに)、**確定報告**(被害状況が確定、応急措置完了後)

報告様式は、【5-(2)-教育委員会への被害状況の報告様式【様式1】】により報告する。

なお、通信手段が途絶した場合は、【1章 事前対策】で事前に確立した情報伝達手段により報告する。

##### 学校施設被害の報告

各市町村(組合)立学校については、被害状況を管轄する市町村(組合)教育委員会へ報告する。

各市町村(組合)教育委員会は、【5-(2)-県教育庁学校施設課への学校施設被害の報告様式【様式2】】により、県教育庁学校施設課に報告する。

#### 県立学校における教育委員会への報告

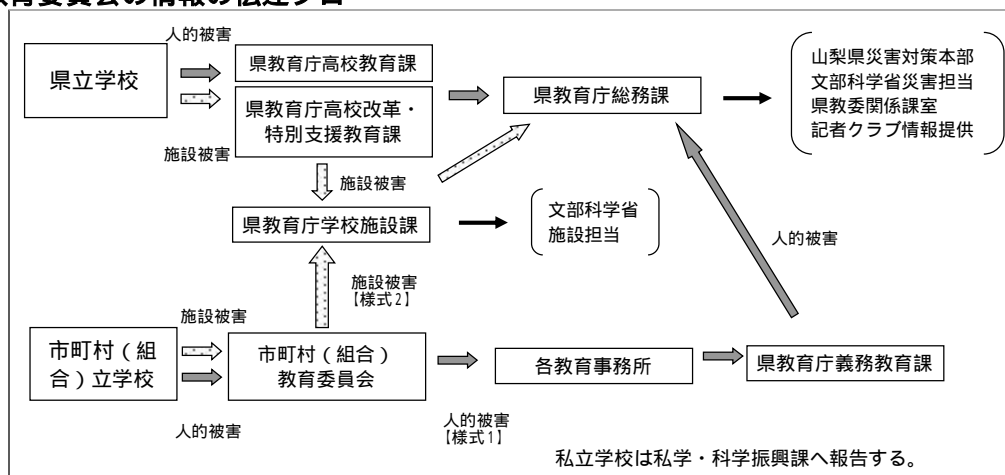
県立学校

##### 人的被害・学校施設被害の報告

地震発生後、県立学校については、県立学校教育委員会報告連絡システム【以芯伝信】または【災害時用PHS電話】を利用して人的被害、学校施設被害の状況について県立高等学校は教育庁高校教育課へ、県立特別支援学校は教育庁高校改革・特別支援教育課へ速やかに**発生報告**、**中間報告**、**確定報告**を行う。

これらの通信手段が全て途絶した場合、【I章 事前対策】で確立された近くの市町村役場や県合同庁舎などの防災電話を利用して県教育委員会と連絡をする。様式は次ページの【様式1】を使用して報告する。

#### 教育委員会の情報の伝達フロー



#### 県教育委員会関係課室 連絡先

	電 話	防災電話	F A X
山梨県教育庁 総務課	055-223-1741	9-200-8051	055-223-1744
山梨県教育庁 学校施設課	055-223-1760	9-200-8252	055-223-1754
山梨県教育庁 義務教育課	055-223-1755	9-200-8201	055-223-1759
山梨県教育庁 高校教育課	055-223-1769	9-200-8301	055-223-1768
山梨県教育庁 高校改革・特別支援教育課	055-223-1752	9-200-8310	055-223-1768
山梨県教育庁 スポーツ健康課	055-223-1780	9-200-8401	055-223-1786

## 教育委員会への被害状況の報告様式【様式1】

被害状況報告は、発生報告、中間報告、確定報告を次の様式により行う。

ただし、被害が甚大で次の様式による報告が不可能な場合は、口頭により報告した後、できるだけ速やかに次の様式による報告を行う。

被害状況報告							
地震発生後、直ちに第1回報告を行う。(把握している内容を記載)							
報告先	第 回報告		報告者氏名				
学校名	立	学校	TEL ( )	FAX ( )			
報告日時	月	日 ( )	午前・午後	時	分		
災害対策本部設置状況	設置済		未設置				
<b>児童生徒、教職員の状況</b>							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上段は保護児童生徒数、下段は帰宅児童生徒数</li> <li>・「その他」は欠席等管理下外の児童生徒数または管理下において所在が不明な児童生徒数</li> <li>・( )内は校外活動等で学校外にいる児童生徒、教職員数(内数)</li> </ul>							
学年等	在籍数		無事	軽傷	重傷	死亡	その他
第1学年		保護	( )	( )	( )	( )	
		帰宅	( )	( )	( )	( )	
第2学年		保護	( )	( )	( )	( )	
		帰宅	( )	( )	( )	( )	
第3学年		保護	( )	( )	( )	( )	
		帰宅	( )	( )	( )	( )	
第4学年		保護	( )	( )	( )	( )	
		帰宅	( )	( )	( )	( )	
第5学年		保護	( )	( )	( )	( )	
		帰宅	( )	( )	( )	( )	
第6学年		保護	( )	( )	( )	( )	
		帰宅	( )	( )	( )	( )	
合計	保護児童生徒数合計	-	( )	( )	( )	( )	
	帰宅児童生徒数合計	-	( )	( )	( )	( )	
	総 合 計		( )	( )	( )	( )	
負傷児童生徒の状況(原因、負傷程度)							
死亡児童生徒の状況(原因等)							
その他児童生徒の状況							
<b>教職員の状況</b>		在籍数	無事	軽傷	重傷	死亡	その他
・「その他」は所在不明者			( )	( )	( )	( )	
負傷教職員の状況(原因、負傷程度)							
死亡教職員の状況(原因等)							
その他教職員の状況							
食糧・飲料水	食糧( )日分		飲料水( )リットル				
寝具等の状況							
<b>施設・設備の状況</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況は該当欄に を記入</li> <li>・復旧の見込みは A 復旧不能、B 約1ヶ月、C 約1週間</li> </ul>					
施設名	全壊	一部半壊		設備のみ	被害なし	復旧の見込み	
		使用不可	使用可	損傷		(ABC 記入)	
校舎							
屋体							
その他							
被害額							
地域等の状況		避難所となっている(避難者数 人)					
		避難所となっていない					
授業再開支障事項等							
その他特記事項							

学校施設被害の報告様式【様式2】 [市町村(組合)教委 県教育庁学校施設課]

被害金額報告書(速報)

平成 年 月 日現在

		(単位:千円)					被災年月日	災害名	都道府県名		
設置者名	学校名	施設区分						合計 C+D+E+F	被害の概要等		
		建物					工作物 D			土地 E	設備 F
		全・半壊 A		補修 B	建物計 C						
		面積(m <sup>2</sup> )	金額		面積(m <sup>2</sup> )	金額					
合計	校										

金額は調査中でもよいが、その場合は「調査中」と記載すること



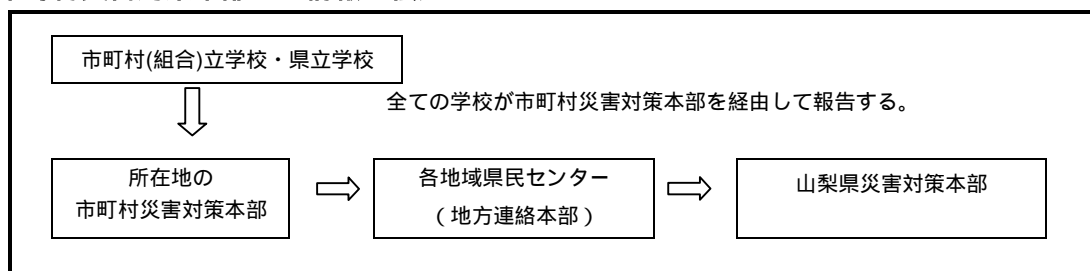
### (3)市町村災害対策本部への連絡

#### 市町村災害対策本部への連絡

学校は、教育委員会への報告の他に、学校所在地の市町村災害対策本部へ被害状況を報告する。

校長は、地震発生後、速やかに学校の施設等の被害状況を把握し、県立学校は山梨県地域防災計画、市町村(組合)立学校等は各市町村の地域防災計画に示された様式に従って、発生報告（把握できる範囲の内容で直ちに）、中間報告（災害対策本部の定めたスケジュールにより定時に）、確定報告（被害状況が確定し、応急措置が完了後直ちに）を行う。

#### 市町村災害対策本部への情報の伝達フロー



### (4)地域自治会等との連絡

地震等災害発生後、地域住民が学校へ多く避難してくることが予想される。このため、地域自治会自主防災組織や、地域安全委員会等とのあらかじめ整備された連絡体制に基づき必要な連絡を行い、連携及び協力を求める。

### (5)その他の関係機関への連絡及びその内容

必要に応じて次の例に示すように関係機関と連絡をとり、情報収集に努め、状況を総合的に判断し、児童生徒等の安全確保を図る。

#### 関係機関への連絡及びその内容

機 関 名	連 絡 内 容
警察署	通学路の安全確保、避難所の治安維持等
消防署	救急救命の要請、火災発生報告、消火要請、水利状況、救出要請
保健所	衛生状況の報告、衛生管理の要請等
医療機関・学校医	医師派遣要請、負傷者受入要請
公共交通機関	電車、バス等の運行状況
協力する隣接の学校等	学校教職員・児童生徒等の協力
地域の NPO 等	ボランティア要請等
報道機関・民間企業	必要な情報収集・情報提供

## 6 救護所対応

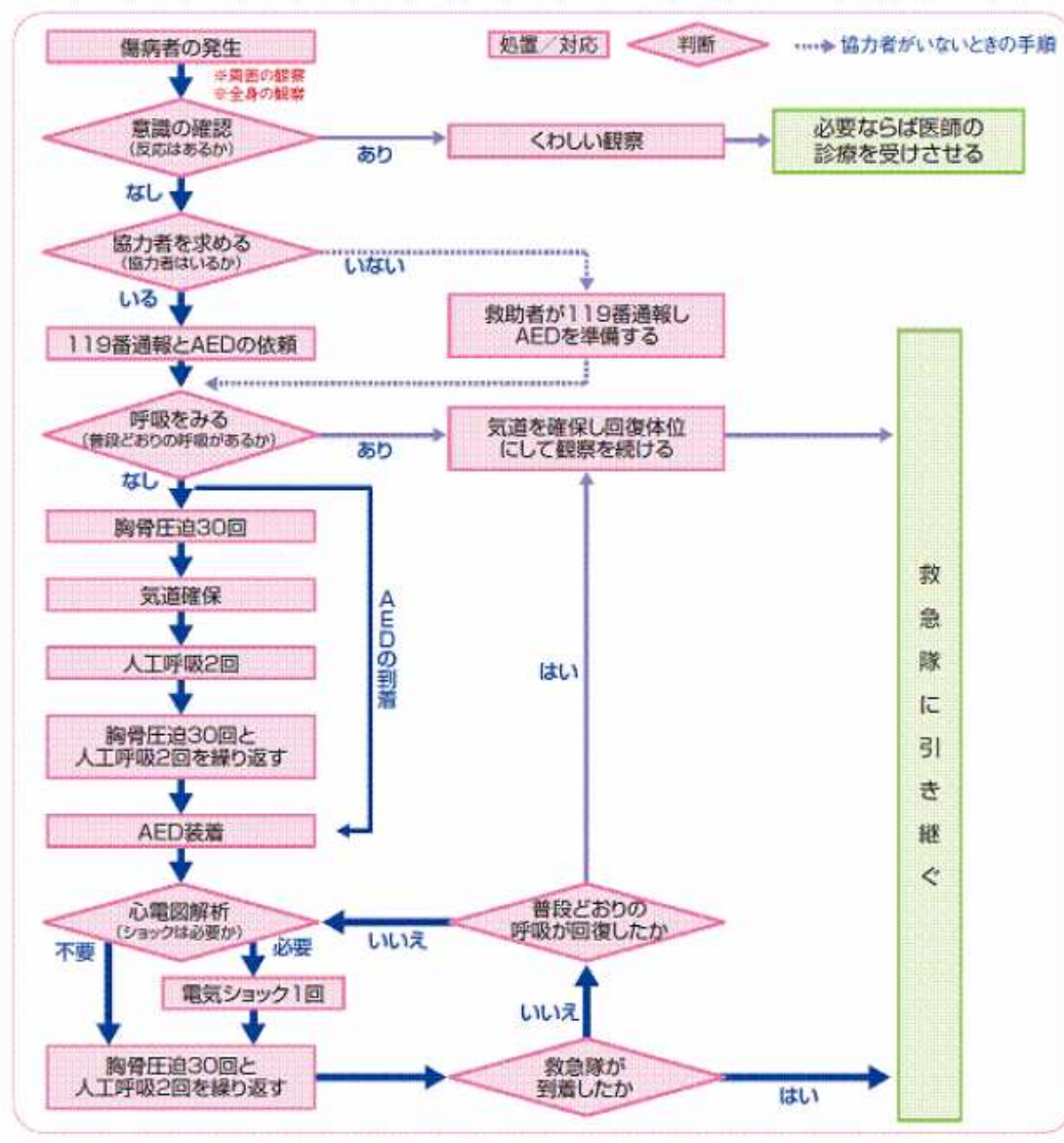
### (1) 救護所の開設

地震災害が発生し、児童生徒等に負傷者が発生した場合、学校は、救護所を開設し、養護教諭を中心に救護にあたる。

### (2) 救護所活動の開始

【1章 事前対策編の「4 救護体制の確立」】で事前に整備された救護用具及び医薬品等及び児童生徒等医療個人情報一覧表を利用して救護所活動を行う。

### (3) 応急手当の方法



その他応急手当の方法については、日本赤十字社の「とっさの手当・予防を学びたい」のホームページ等を参照してください。

<http://www.jrc.or.jp/study/safety/index.html> (日本赤十字社ホームページ)

## (4) 発生直後の子どもの心のケア

### 児童生徒等の健康観察と早期の対応

事前に作成されている配慮が必要な児童生徒の名簿、負傷した児童生徒等の名簿または教職員による健康観察をもとに、早期に見守りが必要な児童生徒等を把握し、対応を行う。

- ・ 災害直後 見守り必要性のチェックリスト

[http://www.ncnp.go.jp/pdf/mental\\_info\\_check.pdf](http://www.ncnp.go.jp/pdf/mental_info_check.pdf)

- ・ 災害直後に起こる児童生徒等の急性ストレス症状を理解した上で、保護者と連携をとり、できるだけ言葉かけをし、じっくりと児童生徒等の言葉に耳を傾け、思いを聴きとる。

- ・ 保護者や教職員ができるだけ寄り添い、心身ともに安心できる環境を整える。

### 参考資料

- ・ 東北地方太平洋沖地震メンタルヘルス情報サイト

[http://www.ncnp.go.jp/mental\\_info/index.html](http://www.ncnp.go.jp/mental_info/index.html)

- ・ 被災した子どもの支援をする方々へ ～急性期の心理的なサポートについて～

日本児童青年精神医学会・災害対策委員会

[http://www.ncnp.go.jp/pdf/mental\\_info\\_childs\\_02.pdf](http://www.ncnp.go.jp/pdf/mental_info_childs_02.pdf)

急性期の心のケア

[http://www.ncnp.go.jp/pdf/mental\\_info\\_care.pdf](http://www.ncnp.go.jp/pdf/mental_info_care.pdf)

## 7 施設、設備、備品等の安全確認

### (1)教職員、児童生徒等の安全が確認できた後の施設設備の安全確認

#### 災害発生後の校内巡視

学校施設・設備の安全確認等は、主に、二次災害の未然の防止と教育の機能保持を目的として行うものである。

巡視時はヘルメットを着用するなどして身の安全を確保し、所定の場所に常備してある懐中電灯、マスターキー、ロープ、点検チェックリスト(1章 事前対策の5-(1))等を持って、校内を巡視する。

#### 火気・薬品を使用する教室の優先巡回

火気を使用する教室や、薬品等危険物を取り扱う教室等を優先的に巡視し、初期消火が可能な発火に対しては、消火活動を行う。

理科室・家庭科室等については、化学薬品・包丁等が放置されているか否かを確認する。放置されている薬品等は格納し、施錠する。

#### 危険箇所の確認と立入禁止の措置

校舎等が倒壊していなくても、鉄骨が破断したり、建物が傾いたりしている場合には、余震により崩壊する可能性があるため、そのような場所には、「危険につき立入禁止」の掲示を行うとともに、トラロープ等により、立入禁止の措置をとる。

#### 危険箇所の応急措置

##### ア 窓ガラス等

破損、ひび割れしているガラスの枚数が多い場合は、紙やダンボール等で補修する。少ない場合は、シールを貼るなどの応急措置を行う。

##### イ 横転しかかっている備品

ピアノ、書棚、ロッカー、書庫等など、横転しかかっている備品等は、横に寝かせて安定させる。

#### 建物の安全度自己診断

地震被害を受けたコンクリート造の建物の安全度の評価は、次に示す自己診断表により、応急的に診断することができる。ただし、あくまでも応急的診断であるため、被災建築物応急危険度判定士の診断を早急に受ける必要がある。

また、建造物の出入り口に「危険」「要注意」の表示をし、児童生徒等が建物に近づいたり立ち入ったりしないよう、規制する措置を講ずる。

## コンクリート建造物の自己診断表

	チェック内容	該当事項	A	B	C	D	E
1	建物周辺で、地滑り、崖崩れ、地割れ、噴砂、液状化が見られるか	Aいいえ B見られる C多く見られる					
2	建物が沈下したり、建物の周辺の地盤が沈下しているか	Aいいえ B 10 cm以上沈下した C 20 cm以上沈下した					
3	建物が傾斜していないか	Aいいえ B 傾斜したような気がする C 明らかに傾斜した					
4	床が損傷を受けているか	Aいいえ B 傾斜したような気がする C 明らかに傾斜し、下がった					
5	柱が損傷を受けているか	Aいいえ B コンクリートが剥離した C 大きな亀裂が入った D 鉄筋が見える E 柱がつぶれた					
6	壁が損傷を受けているか	Aいいえ B コンクリートが剥離した C 大きな亀裂が入った D 鉄筋が見える E 壁が崩れた					
<b>集 計</b>	( A ~ E の数をそれぞれ記入 )						
<b>診 断</b>	「危険」・・・C以下が一つでもある場合 立ち入り禁止 「要注意」・・・B以下が一つでもある場合 細心の注意のもとで立ち入り可		<b>危 険 ・ 要 注 意</b> いずれかに				

### 非構造部材の安全点検

天井材、照明器具、家具等非構造部材の被害状況の確認にあたっては、【H27.3 文部科学省 非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）】を参照しながら事前に各学校において作成した安全点検チェックリストにより点検を実施する。

各学校における安全点検チェックリストの作成については、【1章 事前対策の5 - (1) 非構造部材の点検】に記載してあります。

【学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック】については、以下の文部科学省ホームページにおいても閲覧が可能です。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm)

### (2)二次災害の発生防止

学校は、地震災害発生直後に、7 - (1) に沿った安全確認の結果を基に危険物等による二次災害の発生を防止する措置を講ずる。

また、できるだけ早く被災建築物応急危険度判定士による応急危険度判定を受けることが必要である。

## 8 災害発生直後の学校を避難所として使用する時の対応

避難所の管理・運営は、当該市町村の行政職員が従事すべきものであるが、災害発生直後においては、市町村行政職員による対応が困難な場合も想定される。

このため、学校教職員が重要な役割を担うとともに、避難所運営業務についても支援することとなる。

### (1) 避難所の開設

#### 学校施設の安全の確認

災害発生後、避難所を開設するに当たって、学校教職員は、体育館、校舎等の安全を確認する。安全確認をするまでの間、避難者を安全な場所で待機させる。

なお、荒天時（雨天・降雪時など）は、学校施設の安全が確保された場所で随時、待機させる。

#### 避難所施設開放区域の明示

学校教職員又は市町村防災担当者は、体育館、校舎等の安全点検及び危険箇所、あらかじめ定めてある避難所使用除外施設への立ち入り禁止区域の表示を行った後、避難所となるスペースへ避難者を誘導する。

#### 学校を避難所として利用するための応急対策

避難者に対してトイレ、ごみ集積場の場所等を表示するとともに、破損物等で往来の妨げになっている場合は、破損物品等を除去し、通行路を確保する。特に、公道と校舎入口の間については、救急車輛、物資運搬車両の通行が可能な状態にする。

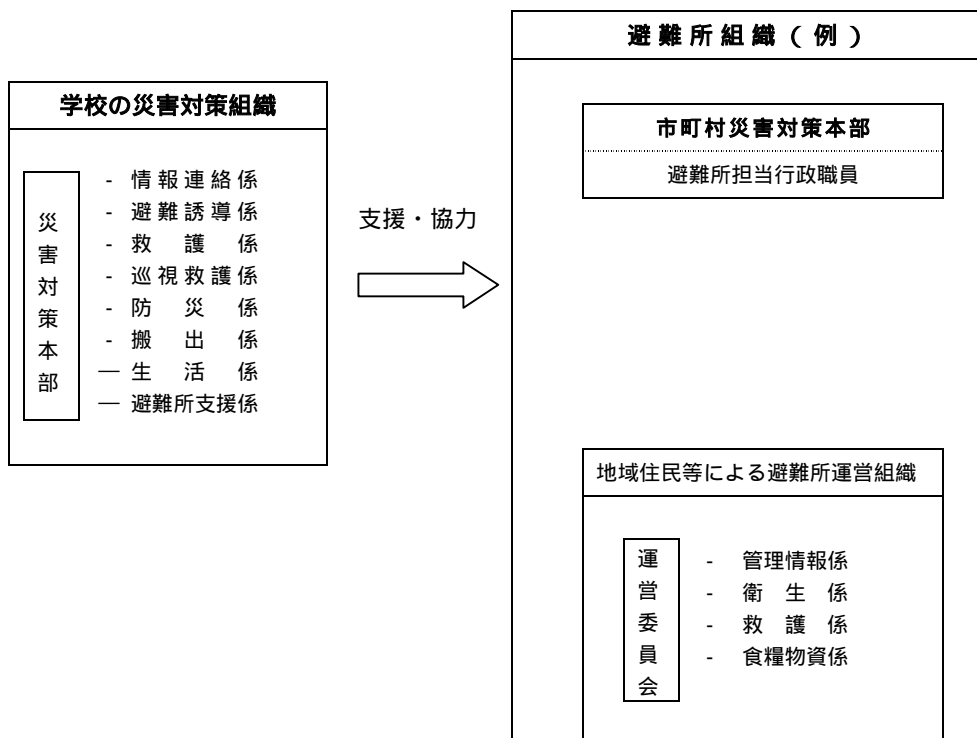
#### 市町村災害対策本部への連絡

学校教職員又は市町村防災担当者は、市町村災害対策本部へ避難所開設を報告する。

## (2) 避難所となった学校における教職員の役割

教職員の本来の任務は、児童生徒等の安全確保並びに学校の教育機能の維持にあるが、避難所の管理・運営業務等について支援する必要がある。校長は、自校の地震防災組織を、地域住民による避難所運営組織と連携させ、避難所運営組織の避難所運営及び管理活動が円滑に機能するよう努めるとともに、初動期において学校教職員は避難所の運営や支援に積極的に参加し、協力していくことが望まれる。

### 避難所運営組織と学校とのかかわり (例)



## (3) 避難者自治組織の設立の支援

### 自治組織設立の支援

避難所の運営は、時間の経過とともに、教職員の支援による運営から市町村防災担当者を含む避難者自身による運営に移行させる。

設立当初、教職員は避難所運営組織の中心となって活動し、支援・協力を行っていくことが、地域住民等による避難所運営組織のスムーズな移行に繋がっていく。

当該市町村防災対策部局は、地域自主防災組織を構成する地域住民の代表者などを中心に学校の代表者も含めて、次に示す例のような地域住民等による避難所運営のための自治組織をあらかじめ編成すべきである。

各避難所の運営は、この組織によって行われる。

## 地域住民等による避難所運営組織とその役割（例）

地域住民等による避難所運営組織とその役割（例）		
避難所運営委員会	所掌業務	構成
	次の事項について協議し、円滑な避難所運営を図る ・避難所の自主的な管理運営 ・避難・誘導 ・情報の受伝達 ・食糧・飲料水・生活物資・救護物資の集積、調整 ・福祉・ボランティア活動の組織・調整 ・救護・防疫 ・防災訓練 ・その他必要な事項	役員 自治会長、副自治会長、避難所運営行政担当者、民生委員、学校長、教頭、PTA代表、等
		委員 町内会長、校医等医師、地区消防団代表、保健指導員、青少年指導員、PTA副会長、避難所に指定された学校の教職員代表、等

係	非常時	平常時
管理・情報係	避難誘導（安全確認、誘導、災害弱者の避難誘導） 避難所開設（鍵の開錠、施設安全確認、避難所運営係の設置） 情報収集・伝達（通信機器の確認、被災状況の把握、市町村災害対策本部との連絡、避難所内の情報受伝達、避難所内の取り決めの広報） 備蓄庫（防災資機材等の搬出） 避難者名簿の作成 安否確認 ボランティア連絡調整 テレビ設置及び新聞掲示等による生活関連情報の提供 公衆電話の設置	・避難経路確認 ・寝たきり老人、独居老人、身障者等災害弱者の把握 ・防災資材機材の管理 ・情報伝達機器類の操作習熟 ・各係との連絡調整 ・収容計画策定
衛生係	トイレ衛生管理（トイレの清掃、水洗用水管理、校庭仮設トイレ設置、管理、） 衛生・美化管理（ゴミ収集、収集場所開設、環境美化）	・用具の管理
救護係	救護（応急手当、緊急医療救護機関との連絡、重傷者の連絡、移送補助） 老人・幼児・妊婦・障害者等の保護 避難者の健康管理	・応急救護方法の習得 ・医療機関との連絡
食糧・物資係	水（貯水状況の確認、飲料水の管理配給） 食糧（備蓄食糧の配布） 食糧（食糧必要量の把握、救援食糧收受・管理、簡単な調理、食糧配布） 毛布その他の物資（必要な生活物資の把握、連絡調整、配布）	・非常用飲料水食糧の管理 ・避難所の給食施設の把握 ・大量且つ簡単な食糧調理の知識習得 ・非常時の生活必要物資の検討

## 避難者名簿（例）

避難者名簿（例）						
氏名家族構成性別	年齢	住所・町内会名・役	利用施設	退所先	健康	備考
郎 / 夫 / 男	38	甲府市 / 町内会長	体育館	未定		
子 / 妻 / 女	35	"	"	"		
太 / 子 / 男	9	"	"	"		小学校
雄 / 独 / 男	84	甲府市	和室		高血圧	



#### (4) ボランティア活動

##### 生徒のボランティア活動 中学校 高等学校

・生徒が避難所での様々な奉仕作業への参加を通じて、災害復旧支援活動に参加することの教育的効果は高い。生徒から自発的に申し出があった場合は、危険を伴わない活動に従事するなど、教職員の直接の指揮下に置く。

##### 生徒のボランティア活動例 中学校 高等学校

・活動例は、復旧作業の手伝い、物品の配布補助、高齢者・負傷者・特別な支援を必要な者等の介助の補助、幼児・児童の話し相手等である。